

葉山町子ども・子育て会議 報告
～平成27年度当初予算編成に向けて～



葉山町子ども・子育て会議

平成26年11月

目次

| | | |
|---|-------------------------------|------|
| 1 | はじめに | 1 頁 |
| 2 | 保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限の設定について | 2 頁 |
| 3 | 新制度施行に伴う利用者負担（保育料）の設定について | 4 頁 |
| 4 | 当面の葉山町の学童クラブのあり方について | 6 頁 |
| 5 | 少数意見 | 9 頁 |
| 6 | おわりに | 11 頁 |

資料

| | | |
|---|---|------|
| ・ | 葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書（保護者の就労状況・抜粋） | 12 頁 |
| ・ | 国の示す利用者負担のイメージ（平成 26 年 7 月 31 日国子ども・子育て会議（第 17 回）資料 2 「利用者負担について」・抜粋） | 15 頁 |
| ・ | 葉山町における利用者負担額の案（概要） | 20 頁 |
| ・ | 放課後児童クラブの主な改正事項 | 21 頁 |
| ・ | 町内の放課後児童クラブに関する論点整理 | 22 頁 |
| ・ | 葉山町における放課後児童クラブのイメージ | 24 頁 |
| ・ | 葉山町子ども・子育て支援新制度（放課後児童健全育成事業）に関するアンケート調査報告書（自由意見・抜粋） | 27 頁 |
| ・ | 会議の検討経過 | 30 頁 |
| ・ | 葉山町子ども・子育て会議条例、運営要領、委員名簿 | 32 頁 |

1 はじめに

葉山町子ども・子育て会議は、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、平成 25 年 3 月に葉山町の条例で設置された審議会です。

平成 25 年度・平成 26 年度は、平成 27 年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）¹の準備作業を中心に審議を行っています。

今回の報告は、平成 27 年度当初予算編成にあたり、これまで議論した内容の中で、とりわけ新制度の施行準備に重要と思われるものについて、審議会から町長へ報告するものです²。

今回は、大きく次の 3 つの論点について、報告を行います。

- (1) 保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限の設定について
- (2) 新制度施行に伴う利用者負担（保育料）の設定について
- (3) 当面の葉山町の学童クラブのあり方について

これらの 3 つの論点について、次頁以降で、概要、対応案、留意点の観点から、会議の検討状況を具体的に述べていきます。

¹ 平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から本格施行される予定です。

² 葉山町子ども・子育て会議条例第 2 条に「審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。…（省略）…（ 4 ）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること」とあります。

平成 26 年 4 月には、子どもの遊び場、放課後の居場所づくり、子育ての担い手について、現状の課題と望ましい方向性についてまとめた中間報告を提出しています。

2 保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限の設定について

(1) 概要

新制度においては、就労を理由とする保育認定について³、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2つの区分が想定されています⁴。

「保育標準時間」の就労時間の下限は1ヶ月120時間、「保育短時間」の就労時間の下限は1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとされています⁵。

なお、現行の葉山町の保育所入所における就労時間の下限は、1ヶ月80時間以上です。



³ 新制度では、現行の「保育に欠ける」事由（児童福祉法施行令27条）に代えて、「保育の必要性」がある事由にしたがって保育認定が行われます。

「保育の必要性」がある事由として、就労、妊娠、出産、保護者の疾病、障害、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、その他、上記に類する状態として市町村が認める場合、の10事由が定められています。

⁴ 保育必要量は、保育標準時間の場合は1日11時間まで、保育短時間の場合は1日8時間までが基本となります。

⁵ 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第1号。

(2) 対応案

平成 25 年 11 月に実施した未就学児童の保護者向けアンケート調査の結果では、パート・アルバイトの場合の母親の 1 ヶ月あたりの平均就労時間は約 74 時間、就労を希望している母親の 1 ヶ月あたりの平均就労希望時間は約 70 時間となっており、1 ヶ月あたり 64 時間を上回っている状況です⁶。

また、現状で町内に待機児童がいる中で、就労時間の下限を大幅に引き下げた場合、待機児童数がさらに増加するという課題もあります⁷。

こうした状況から、新制度施行時は、1 ヶ月あたりの就労時間の下限を 64 時間に設定することが妥当と思われます。

なお、近年、保育ニーズが急速に高まっていることをふまえ、就労時間が 64 時間未満の保育ニーズについても、一時預かりの充実などで早急に対応することが望まれます。

(3) 留意点

1 ヶ月あたり何時間働くかは、子育て中の母親にとって大きな選択となります。そのため、今後 5 年間の子ども・子育て支援事業計画の見直し時期にあわせて、就労時間の下限について再度検討する必要があります。

⁶ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』27 頁、35～36 頁。

母親の就労状況（パート・アルバイトの場合）は、1 週あたりの平均就労時間は 18 時間 37 分で、1 月あたりに換算すると約 74 時間となります。

母親の就労希望状況（現在就労していない場合）は、1 日平均 5 時間 06 分、週に平均 3.50 日で、1 月あたりに換算すると約 70 時間となります。

⁷ 各年度の 4 月 1 日時点でみると、平成 24 年度は 26 人、平成 25 年度は 30 人、平成 26 年度は 28 人。

3 新制度施行に伴う利用者負担(保育料)の設定について

(1) 概要

新制度における教育・保育の利用者負担額は、国の定める基準額を上限として、実施主体である市町村が設定することとされています。

国の示す利用者負担のイメージでは、応能負担の考えを基本として、世帯の所得状況その他の事情をふまえた基準額が示されています⁸。基本的には、教育認定では現行の幼稚園就園奨励費⁹、保育認定では現行の保育料を反映した内容となっています。

新制度の施行準備にあたって、市町村が新たに設定する利用者負担(保育料)は、

- (1) 教育標準時間認定(新制度移行の幼稚園)の保育料
 - (2) 保育認定(保育所)の保育標準時間の保育料
 - (3) 保育認定(保育所)の保育短時間の保育料
- の大きく3つです。

(2) 対応案

平成26年度は国の動向に不確定要素が多く、また短期間での準備となることから、現在の利用者の負担が激変しないことを重視し、現行の利用者負担額をもとに設定することが妥当と思われます。

⁸ 平成26年7月31日(木)国子ども・子育て会議(第17回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第21回)合同会議「資料2利用者負担について」。

平成26年6月4日(水)子ども・子育て支援新制度地方自治体担当者向け説明会「資料3利用者負担について」。

⁹ 現行の幼稚園利用者は、世帯の所得状況に応じて保育料等の一部が減免(補助)される就園奨励費制度があります。葉山町では、文部科学省の定める減免(補助)限度額に加えて、町上乗せの補助があります。

具体的には、

- (1) 教育標準時間認定については、国基準から就園奨励費の町独自助成分を差し引いた額に設定する
- (2) 保育認定の保育標準時間については、現行の町の保育料をそのまま採用する
- (3) 保育認定の保育短時間については、保育標準時間の保育料に 98.3% (国の定めた割合) をかけた額に設定することが妥当と思われます。

(3) 留意点

なお、今回の設定方法では、幼稚園利用者と保育所利用者の負担割合¹⁰や、保育短時間認定の保育料¹¹について、利用時間数等で比較した場合の不均衡な状態が残っています。

そのため、次年度以降、利用者負担の設定について早急な見直しが必要です。なお、見直しの際は、現在利用している保護者に対して、十分な説明や意見聴取の機会を設けることが必要と思われます。



¹⁰ 現行の町の保育所保育料は、児童の年齢や所得階層により差がありますが、国の基準の約 7 割に設定されており、国基準額との差額を町が追加負担(軽減) しています。

これに対して、幼稚園の就園奨励費の町上乗せ分は年間 9,000 円 (1 ヶ月あたり 750 円) となっており、保育所保育料に比べると、利用者にとって少ない額になっています。

¹¹ 保育標準時間認定の人が最大 1 日 11 時間まで利用できるに対し、保育短時間認定の人は最大 1 日 8 時間までの利用となります。国は保育にかかるコストを考慮し、保育短時間認定の利用者負担額を保育標準時間認定の 98.3% と設計しています。

4 当面の葉山町の学童クラブのあり方について

(1) 概要

現在、葉山町では、小学校区ごとに児童館等に町直営の学童クラブが設置されていますが、預かり時間が短い、おやつが持参である、児童館との区別がつきにくい(指導員・スペース)などの課題があります。また、児童館から離れた場所に住んでいる人は、安全面や子どもの負担の観点から利用することが難しくなっています。

これらの課題を解決し、内容の充実をはかろうとしても、児童館併設という物理的な条件を考慮すると、抜本的なサービスの見直しは難しい状況です。

また、新制度の施行準備の観点では、児童福祉法の改正により、学童クラブの対象が小学校3年生から小学校6年生までに拡大される¹²、学童クラブの設置及び運営基準を市町村で条例制定する必要がある¹³、などの制度改正が予定されています。

町直営の学童クラブは、国の基準を満たすものの、(対象児童を小学校3年生までに制限しても)現行の実施方法ではこれ以上の受入れは難しい状況です。



¹² 平成24年8月に改正、平成27年4月に施行予定の改正児童福祉法第6条の3では、放課後児童健全育成事業の対象が、「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改められます。

¹³ 改正児童福祉法第34条の8の2。市町村の条例制定にあたっては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」に基づき基準を定めることとされています。

(2) 対応案

現行の町直営の学童クラブのみでは、新制度の施行準備や現行の課題を解決することは困難であり、新しく次の2つの対応策が必要と考えられます。

ア 民間団体の活用と財政的支援

まず、受入れ人数を増やし、保護者の多様なニーズに応えるために、学童クラブの設置・運営について、積極的に民間団体の力を活用する必要があります。この際、計画的に供給量を増やすためには、学童クラブを実施する民間団体に対する委託・補助などの財政的な支援が不可欠です¹⁴。担い手が広がることで学童クラブを利用できる人が増えるほか、保護者に対し多様な選択肢を用意することにつながります¹⁵。

イ 学童クラブの設置場所の見直し

また、子どもの安全の観点から、新しく学童クラブを設置する場合は、小学校の敷地内または小学校の近隣で実施することが望ましいです。そのため、小学校の余裕教室など町の公有財産の活用について、これまで以上に積極的な検討が行われるべきと思われます¹⁶。

¹⁴ 学童クラブの実施方法は市町村によって様々ですが、近隣の横須賀市では、民設民営が基本となっており、各民間学童クラブに補助金が支出されています。

¹⁵ 町内では、町直営の学童クラブのほかに、民間学童クラブとして、おひさま学童あおぞらと風の子学童クラブの2団体がすでに活動を行っています。保護者の選択肢を広げるため、財政的支援を行う場合は、新設学童クラブだけでなく、これらの既存の学童クラブに対しても同様の支援が必要と思われます。

¹⁶ 改正児童福祉法第56条の7第2項に、「市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、…(省略)…放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。」とあります。

また、平成26年8月に発表された国の「放課後子ども総合プラン」でも、学校施設を徹底活用した実施促進が盛り込まれています。

(3) 留意点

当面は、民間学童クラブと町直営の学童クラブが併存することになりますが、町直営の学童クラブについては、引続き現行の課題の解決に取り組む必要があります。これまでの課題の解決をふまえた学童クラブ全体の報告は、別途行う予定です。

また、学童クラブを小学校の敷地内で実施する場合は、管理責任を明確にするため、教育委員会や小学校と十分な調整をすることが必要となります。調整の際は、小学校の教育スペースと学童クラブ実施スペースを分離することを基本として、丁寧な議論が必要と思われます。

なお、平成26年1月に実施した小学生の保護者向けアンケート調査の結果では、「放課後学校に残って遊べるようにしてほしい」「放課後子ども教室を開設してほしい」旨の自由意見が172件あり¹⁷、留守家庭児だけでなく、全児童を対象とした放課後事業¹⁸の実施を希望する保護者が多数いると考えられます。新制度の施行準備の観点では、学童クラブの対応が優先されますが、放課後子ども教室についても、国の動向をふまえ¹⁹、引続き検討を行う必要があると思われます。

¹⁷ 『葉山町子ども・子育て支援新制度（放課後児童健全育成事業）に関するアンケート調査報告書』19～21頁。

自由意見948件（実人数684人）のうち、「放課後学校に残って遊べるようにしてほしい、校庭の開放をしてほしい」が90件、「放課後子ども教室を開設してほしい」が82件となっています。

¹⁸ 県内市町村の実施例として、横浜市「はまっ子ふれあいスクール」、川崎市「わくわくプラザ」、逗子市「ふれあいスクール」などがあります。

¹⁹ 平成26年8月に発表された国の「放課後子ども総合プラン」では、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施が盛り込まれています。時間による切り替えを行っている事例として、横浜市の「放課後キッズクラブ」があります。

5 少数意見

前述の3つの論点に関する少数意見を参考に紹介します。

(1) 保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限の設定について

就労時間の下限が64時間まで下がるのは、大きい一歩です。いきなりフルタイムで働くのは難しいですが、週3回×5時間、週4回×4時間くらいになれば、お母さんが働くきっかけになるし、幅も広がります。

就労時間の下限を48時間に設定しても64時間に設定しても待機児童が出るのなら、48時間まで下げてよいのではないのでしょうか。今すぐは入れなくても、入口を広げていると示すのも葉山らしさということでよいと思います。

お母さんが社会に出ることで出会う喜びがあります。そのため、なるべく申込のハードルを下げてあげたいと思います。

現在、利用可能ないろいろな選択肢はお母さんもみるべきだと思います。1月あたり48時間の就労であれば、幼稚園の預かり保育などでも対応できます。

(2) 新制度施行に伴う利用者負担(保育料)の設定について

共働きが増えている中、保育園希望が多いのに、保育料の格差が生じるとさらに幼稚園より保育園に偏ると思います。

保育園に支出する税金を考えると、現在の保育料の設定方法では、幼稚園利用者の理解は得にくいと思います。保育園の保育料が安すぎるから希望者も増えるのではないかと思います。

幼稚園は預かり保育を使う人も多く、実際には基本となる保育料のほかに延長保育料も払っています。保育料の見直しをする際は、そうした面も考慮していくべきだと思います。

葉山の就労状況を考えると、保育短時間の利用者は多いと思います。保育標準時間の 98.3%は高すぎるので、もう少し安く設定すべきだと思います。

(保育短時間を保育標準時間の 98.3%に設定するのは、) 利用時間と負担割合に公平性を欠くのではないかと考えられます。

(3) 当面の葉山町の学童クラブのあり方について

小学校の近くが子どもにとって必ずしも便利なわけではありません。家が小学校から遠い子もいます。いろいろな見方があると思います。

学校の管理下とそうでないところをどう区別するのか、時間・場所・担当者などについて、丁寧に議論する必要があります。また、小学校の先生にとっては、自分のクラスの子が放課後に残っていたら不安に感じると思うので、教員のメンタル面についても配慮が必要です。

受け入れてもらえる場所があれば、小学校 6 年生まで学童クラブに入れておきたい家庭はたくさんあると思います。共働きをせざるを得ない家庭もあると思うので、早急に対応していただきたいです。

人材育成についても、大きな課題であるかと思っています。

発達につまずきのある子の学童クラブの受入れも、是非検討していただきたいと思います。そうした子の放課後の居場所の確保についても考える必要があります。

6 おわりに

今回は、次年度予算の編成前ということで、新制度の施行準備に重要と思われるものや次年度予算に影響するものに絞って報告を行いました。

平成 26 年度末には、最終報告として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画²⁰や今後 5 年間に求められること、また学童クラブの課題解決なども含めた報告を行う予定です。

近年、若い世代の転入や就労世帯の増加、ライフスタイルの変化によって、町内の子育て世帯のニーズは多様になり、子ども・子育て施策については、これまでよりきめ細やかな対応が必要になっています。

町内では、すでに保育園、幼稚園をはじめとした民間団体が、子育て世帯のニーズにあった取り組みを始めています。町がこれから具体的に事業を進めるにあたっては、これらの先行する活動を参考にしながら、民間団体とともに発展していく方法を考えることも大切です。

今回の報告内容については是非ご検討いただき、平成 27 年度当初予算編成に加味していただけたら幸いです。町長のリーダーシップの下、葉山町の子どもたちのために、より充実した取り組みがなされることを願っております。



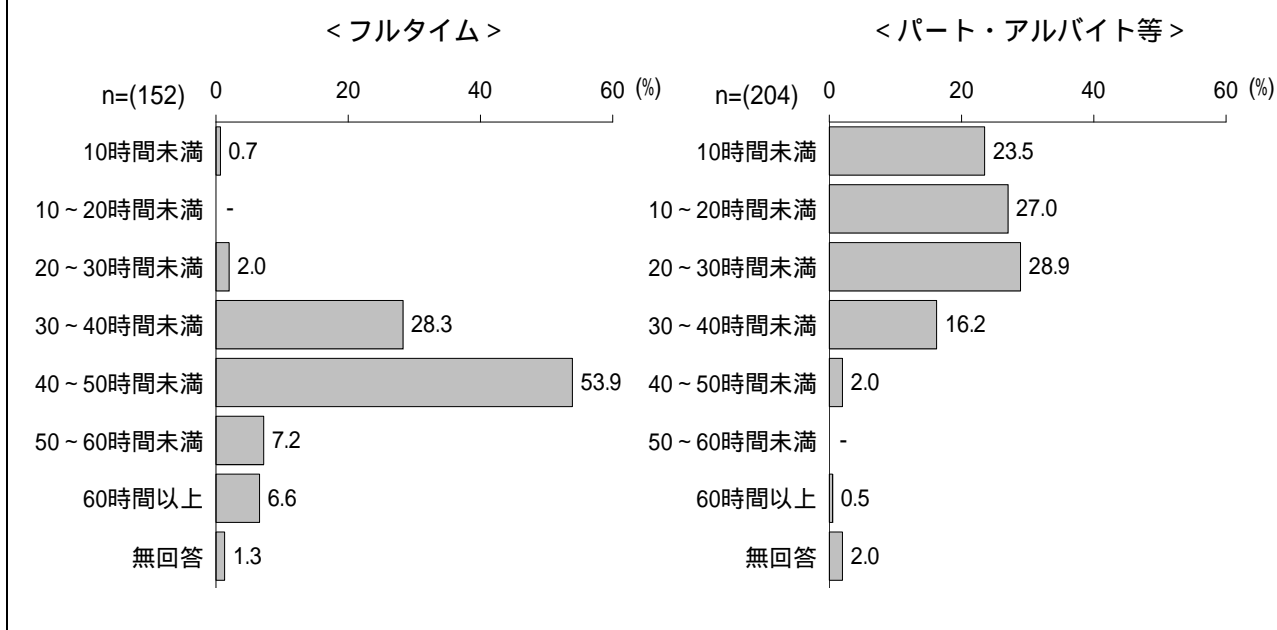
²⁰ 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、市町村は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、平成 27 年度～平成 31 年度の 5 年間にわたる「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

(1 - 2) 母親の就労時間

就労時間をたずねたところ、フルタイムでは、週平均「40～50時間未満」(53.9%)が過半数を占めており、平均就労時間は40時間41分となっています。

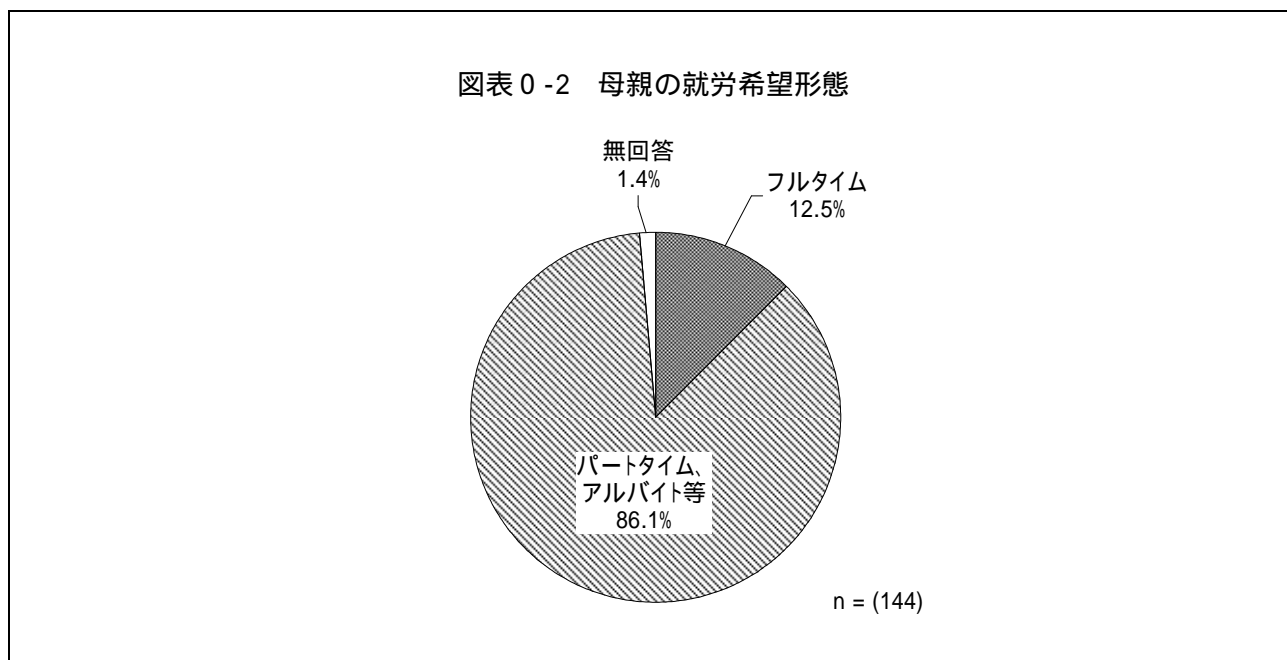
パート・アルバイト等では、週平均「20～30時間未満」(28.9%)が最も高く、「10～20時間未満」(27.0%)、「10時間未満」(23.5%)と続いており、平均就労時間は18時間37分となっています。

図表 0 - 1 母親の就労時間 (週平均)



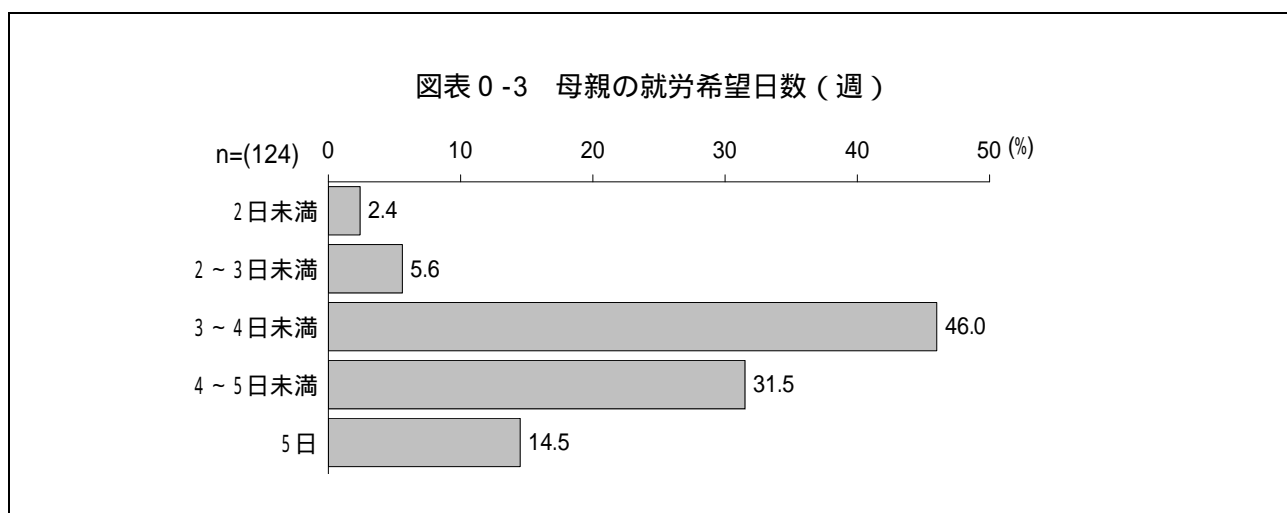
(4 - 1) 母親の就労希望形態

希望する就労形態をたずねたところ、「パートタイム、アルバイト等」が86.1%を占め、「フルタイム」が12.5%となっています。



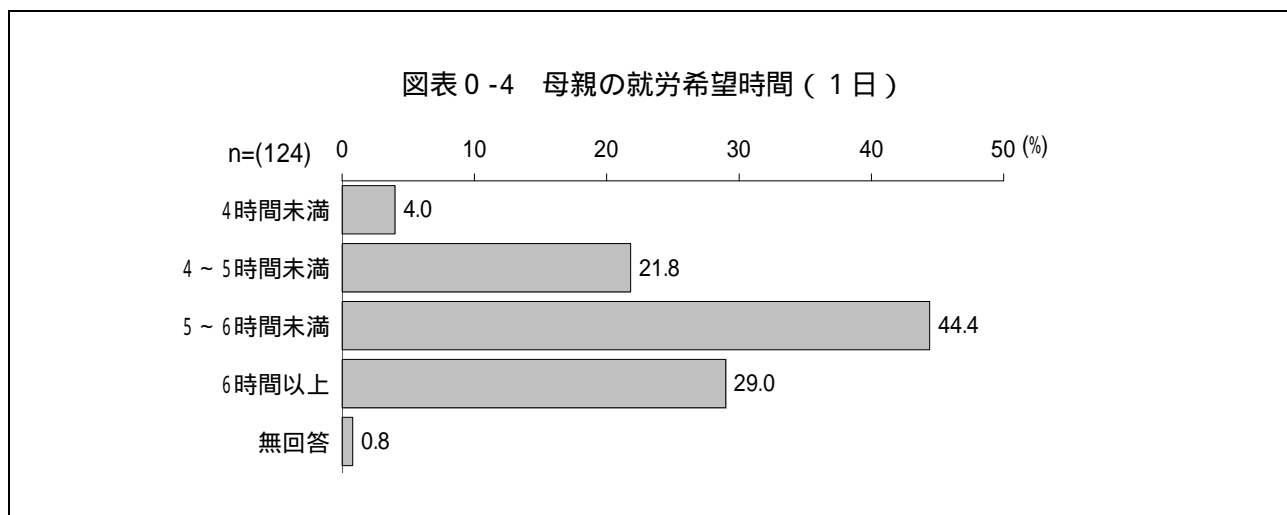
(4 - 2) 母親の就労希望日数

希望する就労日数をたずねたところ、週「3～4日未満」(46.0%)が半数近くを占め、「4～5日未満」(31.5%)、「5日」(14.5%)と続いており、平均日数は3.50日となっています。



(4 - 3) 母親の就労希望時間

希望する就労時間をたずねたところ、1日「5～6時間未満」(44.4%)が4割台半ばを占め、「6時間以上」(29.0%)、「4～5時間未満」(21.8%)と続いており、平均時間は5時間06分となっています。



利用者負担について

※赤字は子ども・子育て会議(第15回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第20回)
合同会議(平成26年5月26日開催)提出資料に追記・修正した部分

平成26年7月31日

利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
 - 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
 - 次頁以下にお示したイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
 - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
 - ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。 〕

| 階層区分 | 推定年収 | 現行の保育料 |
|------------------------------|--------|---------|
| ①生活保護世帯 | — | 0円 |
| ②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む） | ～270万円 | 9,100円 |
| ③市町村民税所得割課税額77,100円以下 | ～360万円 | 16,100円 |
| ④市町村民税所得割課税額211,200円以下 | ～680万円 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上 | 680万円～ | 25,700円 |



| 階層区分 | 利用者負担 |
|------------------------------|---------|
| ①生活保護世帯 | 0円 |
| ②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む） | 9,100円 |
| ③市町村民税所得割課税額77,100円以下 | 16,100円 |
| ④市町村民税所得割課税額211,200円以下 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上 | 25,700円 |

- ※ ②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ 「推定年収」は夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定）
- ※ 現行の保育料：実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

- ※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

| 階層区分 | 推定年収 | 現行の費用徴収基準 |
|-----------------|---------|-----------|
| ①生活保護世帯 | | 0円 |
| ②市町村民税非課税世帯 | ～260万円 | 6,000円 |
| ③市町村民税課税世帯 | ～330万円 | 16,500円 |
| ④所得税額40,000円未満 | ～470万円 | 27,000円 |
| ⑤所得税額103,000円未満 | ～640万円 | 41,500円 |
| ⑥所得税額413,000円未満 | ～930万円 | 58,000円 |
| ⑦所得税額734,000円未満 | ～1130万円 | 77,000円 |
| ⑧所得税額734,000円以上 | 1130万円～ | 101,000円 |



| 階層区分 | 利用者負担 | |
|-------------------|----------|---------|
| | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税非課税世帯 | 6,000円 | 6,000円 |
| ③所得割課税額48,500円未満 | 16,500円 | 16,800円 |
| ④所得割課税額97,000円未満 | 27,000円 | 26,600円 |
| ⑤所得割課税額169,000円未満 | 41,500円 | 40,900円 |
| ⑥所得割課税額301,000円未満 | 58,000円 | 57,100円 |
| ⑦所得割課税額397,000円未満 | 77,000円 | 75,800円 |
| ⑧所得割課税額397,000円以上 | 101,000円 | 99,400円 |

②～③：前年度分の市町村民税の区分が各区分に該当する世帯
 ④～⑧：前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どものから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）
 ※ ただし、保育単価を限度とする。

①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の利用中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額（次頁参照）を適用する。
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どものから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

| 階層区分 | 推定年収 | 現行の費用徴収基準 |
|-----------------|---------|-----------|
| ①生活保護世帯 | — | 0円 |
| ②市町村民税非課税世帯 | ～260万円 | 9,000円 |
| ③市町村民税課税世帯 | ～330万円 | 19,500円 |
| ④所得税額40,000円未満 | ～470万円 | 30,000円 |
| ⑤所得税額103,000円未満 | ～640万円 | 44,500円 |
| ⑥所得税額413,000円未満 | ～930万円 | 61,000円 |
| ⑦所得税額734,000円未満 | ～1130万円 | 80,000円 |
| ⑧所得税額734,000円以上 | 1130万円～ | 104,000円 |



| 階層区分 | 利用者負担 | |
|-------------------|----------|----------|
| | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税非課税世帯 | 9,000円 | 9,000円 |
| ③所得割課税額48,000円未満 | 19,500円 | 19,300円 |
| ④所得割課税額97,000円未満 | 30,000円 | 29,600円 |
| ⑤所得割課税額169,000円未満 | 44,500円 | 43,900円 |
| ⑥所得割課税額301,000円未満 | 61,000円 | 60,100円 |
| ⑦所得割課税額397,000円未満 | 80,000円 | 78,800円 |
| ⑧所得割課税額397,000円以上 | 104,000円 | 102,400円 |

②～③：前年度分の市町村民税が各区分に該当する世帯
 ④～⑧：前年度の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）
 ※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。

葉山町における利用者負担額の案(概要)

新制度における利用者負担額の案(概要)についてお示しします。ここに記載されている利用者負担額については、現在検討中であり、今後、国からの指示等により変更される可能性もあります。

また、今後、町議会の議決を経て正式に決定されることも含まれています。今回は、あくまでも目安としてお示したものであることをご了承願います。

教育標準時間認定(1号認定)の利用者負担額(案)

満3歳以上(1号認定)

| 階層区分 | 利用者負担額(円) | | |
|-----------------------------|-----------|--------|-------|
| | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 |
| 生活保護世帯 | 0 | 0 | 0 |
| 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む) | 8,300 | 3,800 | 0 |
| 所得割課税額 77,100円以下 | 15,300 | 7,300 | 0 |
| 所得割課税額 211,200円以下 | 19,700 | 9,500 | 0 |
| 所得割課税額 211,201円以上 | 24,900 | 12,000 | 0 |

教育標準時間認定(1号認定)においては、同一世帯に満3歳から小学3年生までの児童がいる場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。

保育認定(2号認定・3号認定)の利用者負担額(案)

満3歳・満4歳以上(2号認定)、満3歳未満(3号認定)

| 階層区分 | 利用者負担額(円) | | | | | |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 保育標準時間 | | | 保育短時間 | | |
| | 満3歳未満 | 満3歳 | 満4歳以上 | 満3歳未満 | 満3歳 | 満4歳以上 |
| 生活保護世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市町村民税非課税世帯 | 4,000 | 2,400 | 2,400 | 3,900 | 2,300 | 2,300 |
| 所得割課税額 48,600円未満 | 7,300 ~ 10,600 | 5,500 ~ 8,600 | 5,500 ~ 8,600 | 7,100 ~ 10,400 | 5,400 ~ 8,400 | 5,400 ~ 8,400 |
| 所得割課税額 97,000円未満 | 17,200 ~ 19,200 | 15,000 ~ 17,000 | 13,800 ~ 15,800 | 16,900 ~ 18,800 | 14,700 ~ 16,700 | 13,500 ~ 15,500 |
| 所得割課税額 169,000円未満 | 31,800 | 29,000 | 27,600 | 31,200 | 28,500 | 27,100 |
| 所得割課税額 301,000円未満 | 41,000 ~ 46,000 | 32,300 ~ 33,000 | 28,000 ~ 28,500 | 40,300 ~ 45,200 | 31,700 ~ 32,400 | 27,500 ~ 28,000 |
| 所得割課税額 397,000円未満 | 59,400 | 33,600 | 29,200 | 58,300 | 33,000 | 28,700 |
| 所得割課税額 397,000円以上 | 61,400 | 34,000 | 30,000 | 60,300 | 33,400 | 29,400 |

保育認定(2号認定・3号認定)の場合、同一世帯から2人以上の児童が保育所等に入所している場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。第2子の利用者負担額は第1子の半額、第3子以降は無料となります。

放課後児童クラブの主な改正事項（子ども・子育て支援新制度施行後）

| | 現行 | 新制度施行後 | | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|------------|---------------|--------------|---|-------|------------|---|-----|---------------|--------------|
| 対象児童 | おおむね 10 歳未満の留守家庭の小学生 | 留守家庭の小学生 | | | | | | | | | | |
| 設置及び運営の基準 | 特段の定めなし（ガイドライン） | 国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 【従事する者及び員数...従うべき基準】 【施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準】 | | | | | | | | | | |
| 市町村の関与 | 開始後 1 ヶ月以内に事後の届け出など 【届け出先：都道府県】 | 事業開始前の事前の届け出など 【届け出先：市町村】 | | | | | | | | | | |
| 市町村の情報収集 | 子育て支援事業に関し、必要な情報の提供 | 子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供 | | | | | | | | | | |
| 事業の実施の促進 | 特段の定めなし | 市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進 | | | | | | | | | | |
| 計画等 | ・「市町村行動計画」の策定 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務 | ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 | | | | | | | | | | |
| 費用負担割合 | <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>国 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>都道府県 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>市町村 (1/3)</td> </tr> </table> | 保護者負担 | 国 (1/3) | 都道府県 (1/3) | 市町村 (1/3) | <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>国 (1/3)</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">(?)</td> </tr> <tr> <td>都道府県 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>市町村 (1/3)</td> </tr> </table> | 保護者負担 | 国 (1/3) | + | (?) | 都道府県 (1/3) | 市町村 (1/3) |
| 保護者負担 | 国 (1/3) | | | | | | | | | | | |
| | 都道府県 (1/3) | | | | | | | | | | | |
| | 市町村 (1/3) | | | | | | | | | | | |
| 保護者負担 | 国 (1/3) | + | (?) | | | | | | | | | |
| | 都道府県 (1/3) | | | | | | | | | | | |
| | 市町村 (1/3) | | | | | | | | | | | |

町内の放課後児童クラブに関する論点整理

1 現状と課題（～平成 26 年度）

（1）現状

留守家庭児を対象として、小学校区ごとに児童館等で町直営の学童クラブを実施している（4ヶ所）。

学童利用者のための専用スペースやランドセル置き場は確保されているが、実質的に児童館来館者と区別がつかないため、利用料はとっていない。

（2）課題

従来からの課題として、預かり時間が短い、おやつが持参である、児童館との区別がつきにくい（指導員・スペース）の3つがある。

学童クラブの実施場所が児童館に限られるため、児童館から離れた場所に住んでいる人は、安全面や子どもの負担の観点から利用できない。

町直営の学童クラブは、受入れ人数に限りがあり、年度途中の申込みについては待機していただく場合もある。

（3）子ども・子育て支援新制度の施行による制度の改正点（平成 27 年度～）

対象児童が、小学校3年生までから、小学校6年生までに拡大される。

設置及び運営基準について、国の基準をもとに市町村で条例化する。

民間学童クラブへの市町村の関与（町への事前の届出が必要）。

市町村の公有財産（学校の余裕教室など）の貸付け等により事業の促進をはかる（改正児童福祉法第56条の7第2項、第3項）。

（4）見直しにあたっての留意点

町直営の学童クラブは、国の新しい基準を満たすものの、（対象児を小3までに制限しても）現行のやり方ではこれ以上の受入れは難しい。

内容の充実をはかろうとしても、児童館併設という物理的な条件を考慮すると、抜本的なサービスの見直しは難しい。

現行のやり方を維持した上で現実的に見直しが可能なのは、1時間延長と その間のおやつ程度である。

利用料については、児童館来館者と明確に区別される部分しか合理的な説明がつかない（登録料、ランドセル置き場、延長代、おやつ代のみか）。

2 新制度の準備をふまえた当面の対応案（平成 27～31 年度目安）

（1）当面の対応にあたって重視すべきこと

受入れ人数を増やすこと、現行の課題を解決すること、保護者の多様なニーズに応えること、の3つの視点を重視して新しい実施方法を考える。

（2）運営方法

現在の児童館等とは異なる場所で、民間団体の力（委託・補助など）を活用して、新しい町の学童クラブを実施する。

実施団体については、外部から団体（事業者）を呼び込むよりも、町内で実績のある民間団体を担い手の有力な候補とする。

既存の民間学童クラブについては、町への届出のほか、委託・補助の形で関与することで、町で利用調整を行う。

（3）実施場所

保護者のニーズ（希望）や子どもの安全性に配慮し、新しい学童クラブは小学校の敷地内または小学校の近隣で実施する。

小学校の敷地内で実施する場合は、管理責任を明確にするため、可能な限り小学校の教育スペースと学童クラブ実施スペースを分離することを基本とする（出入口、水回りが独立しているなど）。

教育委員会・小学校と要調整

（4）実施内容

新しい学童クラブでは、長時間の預かり（下校～目安 19 時まで）おやつ
の提供は必須とする。

開設時間、提供内容、料金の詳細については、既存の民間学童クラブの実施内容や、市町村アンケート・利用者アンケートの結果をみて、今後検討を行う。

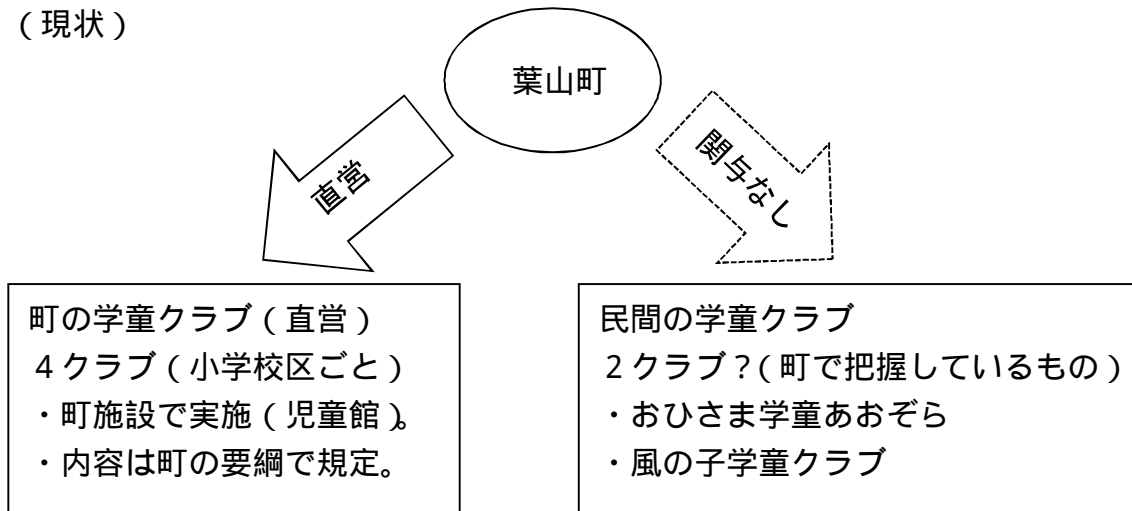
（5）町直営の学童クラブのあり方

町直営の学童クラブは、現行の実施方法で当面の間実施し、利用状況をふまえて継続するか判断する。

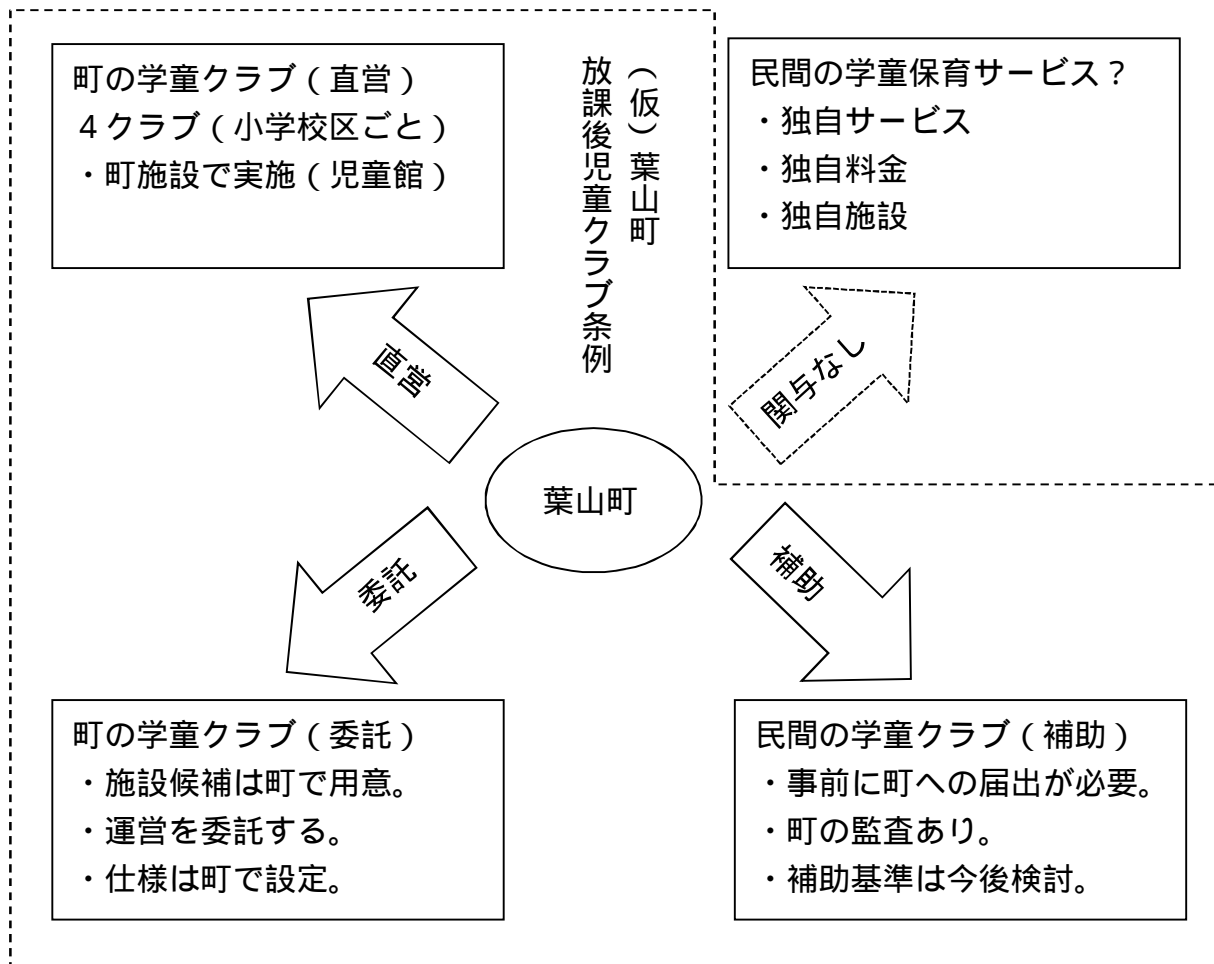
経過期間中は、充実した内容を求める保護者は民間学童クラブ、無料（低料金）がよい保護者は町直営の学童クラブ、というすみわけにする。

葉山町における放課後児童クラブのイメージ

(現状)

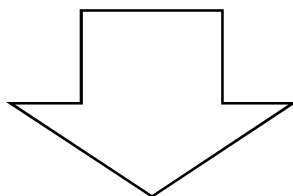
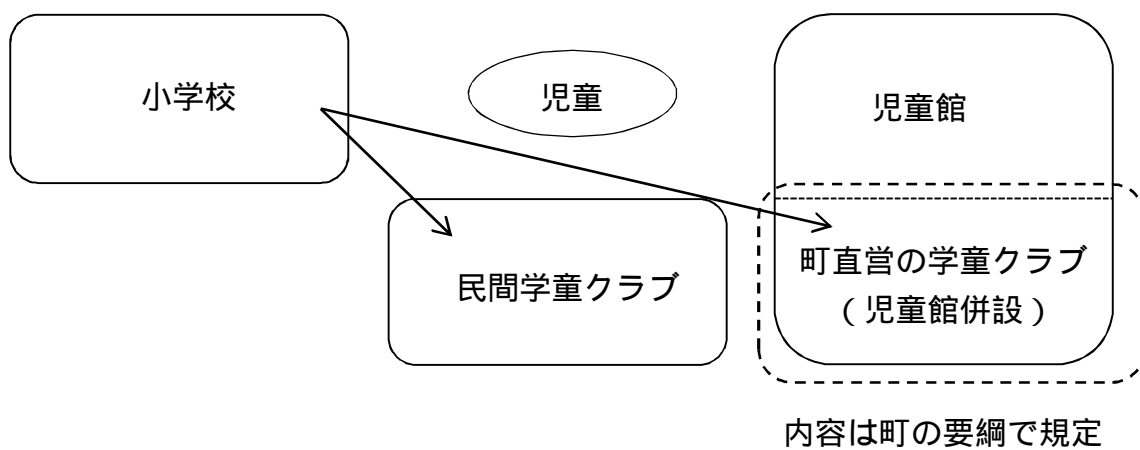


(平成27年度以降のイメージ)

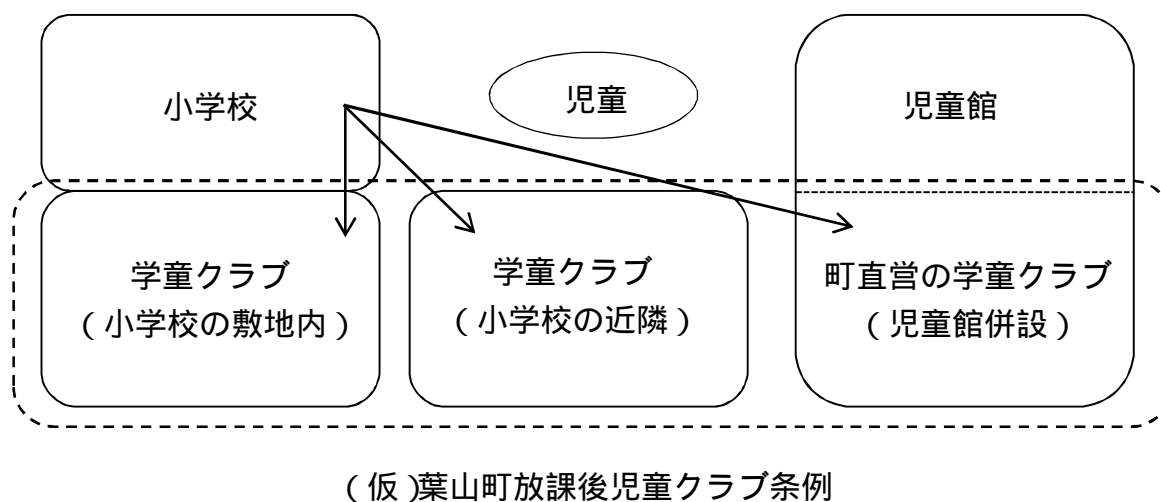


<今後の放課後の居場所づくりについての簡単なイメージ図>

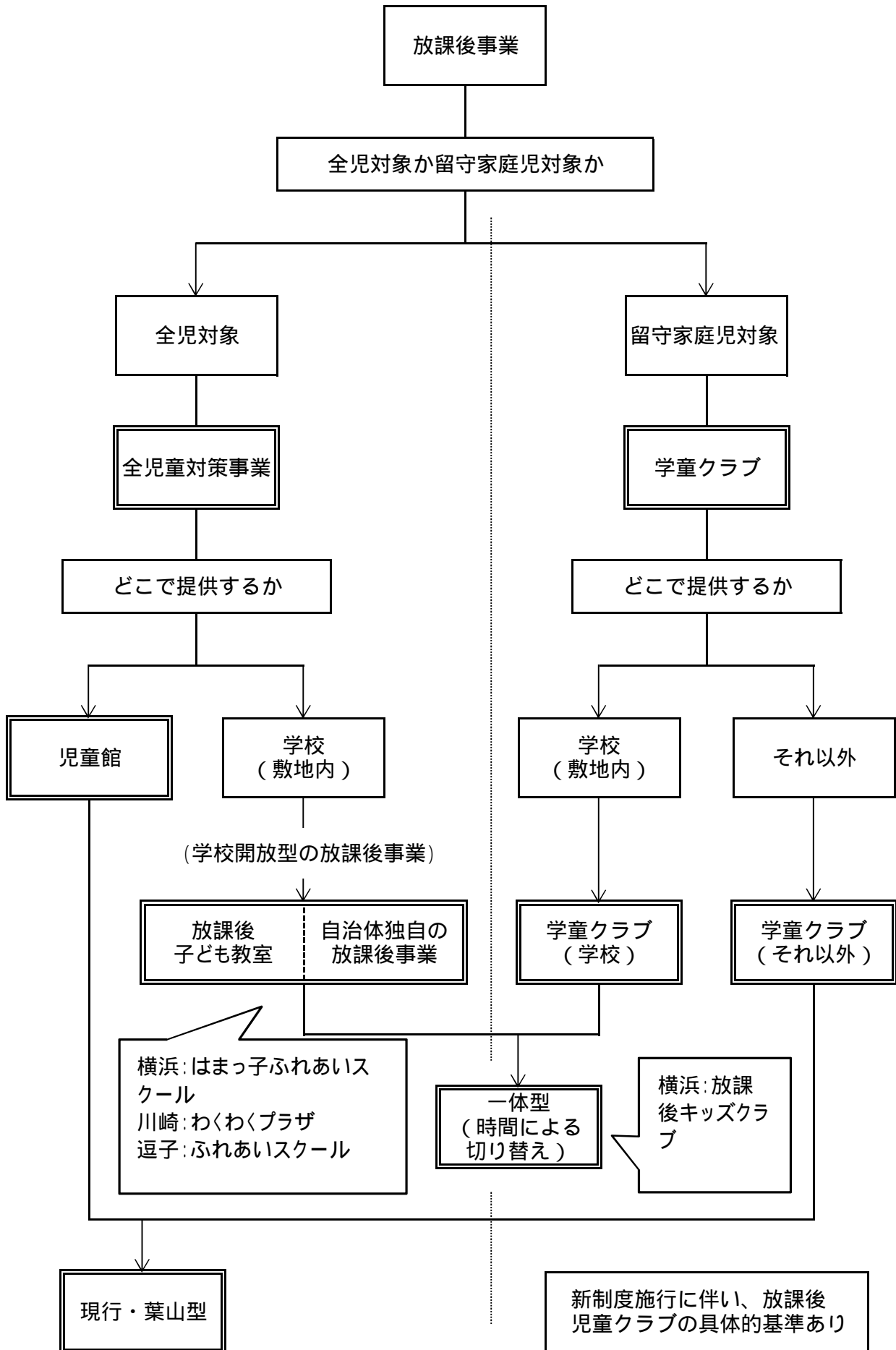
1 現状（～平成26年度）



2 新制度の準備をふまえた当面の対応案（平成27～31年度目安）



< 放課後事業の類型の整理 >



1 放課後の過ごし方に関する支援策について

(1) 放課後の過ごし方で不安に感じている、困っていること(自由意見)

放課後の過ごし方で不安に感じている、困っていることを自由記入形式でたずねたところ、684人の方の記入がありました。1人の方が複数の内容を記入している場合もあるため、意見の総件数は948件となっています。以下は意見を内容ごとにまとめたものです。

| 内 容 | 回答数 | 構成比 |
|----------------------------------|-----|-------|
| <放課後の過ごし方について> | 327 | 34.5% |
| 放課後学校に残って遊べるようにしてほしい、校庭の開放をしてほしい | 90 | 9.5% |
| 放課後子ども教室を開設してほしい | 82 | 8.6% |
| 放課後児童クラブが遠い、小学校内や自宅近くで開設してほしい | 31 | 3.3% |
| 放課後児童クラブは4年生以降も利用できるようにしてほしい | 23 | 2.4% |
| 放課後児童クラブなどで緊急時の一時預かりをしてほしい | 18 | 1.9% |
| 放課後児童クラブの利用時間が短い | 14 | 1.5% |
| 放課後児童クラブの保育内容に不満がある、活動内容の充実を | 12 | 1.3% |
| 放課後児童クラブに入れない、利用条件の緩和を | 9 | 0.9% |
| 放課後児童クラブの指導員が少ない、指導員の質の向上を | 8 | 0.8% |
| 放課後児童クラブは有料にすべき、有料でもよいので質の向上を | 8 | 0.8% |
| 放課後児童クラブで外遊びをさせてほしい | 6 | 0.6% |
| 放課後児童クラブを利用でき助かっている | 3 | 0.3% |
| 民間学童保育を利用し助かっている | 3 | 0.3% |
| 放課後児童クラブを利用していると習い事に行けない | 2 | 0.2% |
| 3年生になった時に放課後児童クラブを退所させられた | 2 | 0.2% |
| 今後放課後児童クラブに入りたい | 2 | 0.2% |
| 校庭開放は助かっている | 2 | 0.2% |
| その他 | 12 | 1.3% |
| <屋外の遊び場や遊び方について> | 228 | 24.1% |
| 公園・広場が少ない、近所がない | 90 | 9.5% |
| 大規模公園、ボール遊びや自転車に乗れる公園・広場がない | 49 | 5.2% |
| ゲームなどで遊ぶことが多いので、もっと身体を動かして遊んでほしい | 32 | 3.4% |
| 子どもが遊べる場所が少ない(全般的) | 32 | 3.4% |
| 公園・広場の環境が整備されていない | 15 | 1.6% |
| 自然環境を生かした遊び場がない | 6 | 0.6% |
| その他 | 4 | 0.4% |

| 内 容 | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------------|-----|------|
| < 防犯・防災について > | 93 | 9.8% |
| 防犯が心配、不審者対策をしてほしい | 27 | 2.8% |
| 学校・施設・友人宅等への1人での行き帰りが心配 | 19 | 2.0% |
| 街灯が少ない、暗い | 16 | 1.7% |
| 夕方のチャイムの時間が遅い | 9 | 0.9% |
| 災害発生時が心配 | 9 | 0.9% |
| 子どもの帰宅が遅いことがあるので心配 | 7 | 0.7% |
| 通学路に防犯カメラを設置してほしい | 2 | 0.2% |
| 夕方のチャイムの音を大きくしてほしい | 2 | 0.2% |
| その他 | 2 | 0.2% |
| < 児童館など屋内施設について > | 74 | 7.8% |
| 児童館など屋内で遊べる施設が少ない、遠い | 30 | 3.2% |
| 児童館に学校から直接行けるようにしてほしい | 12 | 1.3% |
| 児童館を利用でき助かっている、感謝している | 10 | 1.1% |
| 図書館が少ない、閉館時間が早い | 4 | 0.4% |
| 児童館での他の子どもとの関係に問題がある、心配 | 3 | 0.3% |
| 児童館でイベントを開催してほしい | 3 | 0.3% |
| 児童館で食事ができるようにしてほしい | 3 | 0.3% |
| 児童館の職員に不満がある | 3 | 0.3% |
| 児童館に庭がほしい、敷地内に公園を作してほしい | 2 | 0.2% |
| 児童館が狭い、汚い | 2 | 0.2% |
| その他 | 2 | 0.2% |
| < 子ども同士や親同士の付き合いについて > | 56 | 5.9% |
| 習い事などで忙しく、なかなか友達と遊べない | 15 | 1.6% |
| 友達の家が遠い | 8 | 0.8% |
| 友達付き合いが少なく心配 | 8 | 0.8% |
| 近隣に同年代・同性の子どもがいない | 5 | 0.5% |
| 保護者がいない家で遊ぶことが心配 | 4 | 0.4% |
| 約束なしに友達を連れてくる | 3 | 0.3% |
| 子ども同士のトラブルが心配 | 3 | 0.3% |
| 親の都合で子どもを遊ばせられないこと | 3 | 0.3% |
| 道路や公園で遊んでいると近隣から文句を言われる | 2 | 0.2% |
| その他 | 5 | 0.5% |
| < 交通安全について > | 45 | 4.7% |
| 危険な道、細い道が多く交通安全が心配 | 37 | 3.9% |
| 移動が大変、巡回バス・スクールバスを運行してほしい | 4 | 0.4% |
| 子どもの交通ルールが心配 | 4 | 0.4% |
| < 土曜・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用について > | 43 | 4.5% |
| 長期休暇中の保育を充実してほしい | 34 | 3.6% |
| 土日・祝日の保育を充実してほしい | 9 | 0.9% |

| 内 容 | 回答数 | 構成比 |
|----------------------------------|-----|--------|
| < 学校教育について > | 23 | 2.4% |
| 帰宅時間が遅かったり宿題が多すぎて遊ぶ時間がない | 8 | 0.8% |
| 校庭の遊具・運動設備の整備・充実をしてほしい | 4 | 0.4% |
| 学校が遠い | 4 | 0.4% |
| 中学校の給食実施をしてほしい | 2 | 0.2% |
| 習い事をさせたい | 2 | 0.2% |
| 短縮授業の時困る | 2 | 0.2% |
| その他 | 1 | 0.1% |
| < 行政の子育て支援施策について > | 6 | 0.6% |
| 子育て支援が少ない、遅れている | 3 | 0.3% |
| どのような事業が利用できるのかわからない | 2 | 0.2% |
| その他 | 1 | 0.1% |
| < その他 > | 53 | 5.6% |
| 子どもが1人で家にいることが多いので心配 | 17 | 1.8% |
| 子どもに目が届かない、親の不在時にどう過ごしているのかわからない | 8 | 0.8% |
| 子どもを預けられず仕事ができない | 3 | 0.3% |
| 満足している、不安に感じている・困っていることは特にない | 16 | 1.7% |
| その他 | 9 | 0.9% |
| 計 | 948 | 100.0% |

会議の検討経過

| 回数 | 開催年月日 | 議事内容（主な内容） |
|-----|---------------------------------|--|
| 第1回 | 平成25年 7月22日（月） 10時～12時 | 会長、副会長の選出 子ども・子育て関連3法について 次世代育成支援行動計画の実施状況について 就学前児童ニーズ調査について |
| 第2回 | 平成25年 9月9日（月） 13時～15時 | 次世代育成支援行動計画の実施状況について 就学前児童ニーズ調査について |
| 第3回 | 平成25年 11月25日（月） 10時～12時 | 就学前児童ニーズ調査について 小学生対象ニーズ調査について 保育の必要性について |
| 第4回 | 平成26年 3月3日（月） 13時～15時 | ニーズ調査の結果について 今後の放課後事業（学童クラブ）の検討について 中間報告について |
| 第5回 | 平成26年 4月14日（月） 13時～15時30分 | 一般向け説明会（意見交換会）について 今後5年間の量の見込みについて 就労時間の下限の設定について 中間報告について |

| 回数 | 開催年月日 | 議事内容（主な内容） |
|-----|---------------------------------|---|
| 第6回 | 平成26年 6月2日（月） 10時～12時30分 | 一般向け説明会（意見交換会） について 今後5年間の量の見込みにつ いて 地域子ども・子育て支援事業 について |
| 第7回 | 平成26年 7月14日（月） 10時～12時30分 | 一般向け説明会（意見交換会） について 地域型保育事業の認可・運営 基準、教育・保育施設の運営基 準について 支給認定基準について 今後の放課後事業（学童クラ ブ）の検討について |
| 第8回 | 平成26年 9月29日（月） 10時～12時30分 | 利用者説明会について 教育・保育の確保方策につい て 利用者負担（保育料）の設定 について 学童クラブの設備運営基準に ついて 今後の放課後事業（学童クラ ブ）の検討について |
| 第9回 | 平成26年 11月7日（金） 10時～12時30分 | 利用者説明会について 地域子ども・子育て支援事業 の確保方策について 計画の基本目標・重点施策に ついて 学童クラブの設備運営基準に ついて 次年度予算に向けた報告につ いて |

葉山町子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 15 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

葉山町条例第 10 号

葉山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 31 年葉山町条例第 201 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

| | |
|-----------------|---------|
| 地域福祉計画策定委員会委員 | 規則で定める額 |
| 予防接種健康被害調査委員会委員 | 規則で定める額 |

」を

「

| | |
|-----------------|---------|
| 地域福祉計画策定委員会委員 | 規則で定める額 |
| 子ども・子育て会議委員 | 規則で定める額 |
| 予防接種健康被害調査委員会委員 | 規則で定める額 |

」に改める。

葉山町子ども・子育て会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、葉山町子ども・子育て会議条例（平成25年葉山町条例第10号）に基づき設置された葉山町子ども・子育て会議（以下、「審議会」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協力の要請)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第4条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、子ども育成課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年7月22日から施行する。

葉山町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間 平成 25 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日

| 氏名 | 現委員 () | 所属 |
|--------|------------|--|
| 鈴木 力 | | 関東学院大学准教授(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 9 月 8 日) |
| (欠員) | 会長 | |
| 武谷 廣子 | 副会長 () | 医師(葉山町母子保健健診医) |
| 松尾 真弓 | () | 葉山にこにこ保育園(認可保育所) |
| 角井 行雄 | () | あおぞら幼稚園(逗葉私立幼稚園協会) |
| 柴田 みゆき | () | 保育園父母代表 |
| 木下 智美 | | 幼稚園父母代表(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日) |
| 溝端 裕子 | () | 幼稚園父母代表(平成 26 年 6 月 1 日～) |
| 横田 眞澄 | | 葉山町主任児童委員(平成 25 年 6 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日) |
| 鹿嶋 千尋 | () | 葉山町主任児童委員(平成 25 年 12 月 1 日～) |
| 野北 康子 | () | NPO法人 葉山っ子すくすくパラダイス |
| 森田 千穂 | () | おひさま保育室(認定保育施設) |
| 倉上 みゆき | () | 小学生父母代表 |
| 井上 恵子 | | 学童保育父母代表(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日) |
| 滝澤 美智子 | () | 学童保育父母代表(平成 26 年 6 月 1 日～) |
| 菅原 美子 | () | 公募委員 |
| 鈴木 佳野 | () | 公募委員 |
| 山浦 彩子 | () | 葉山町子育て支援センター ばけっと |
| 守屋 浩子 | () | 葉山保育園(公立保育所) |
| 中世 貴三 | | 一色小学校(小学校長会代表) (平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日) |
| 南 森生 | () | 長柄小学校(小学校長会代表)(平成 26 年 4 月 1 日～) |
| 加藤 智史 | () | 葉山町社会福祉協議会 |
| 寺田 勝昭 | | 鎌倉三浦地域児童相談所 (平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日) |
| 加藤 昌代 | () | 鎌倉三浦地域児童相談所(平成 26 年 4 月 1 日～) |
| 佐藤 弘美 | | 鎌倉保健福祉事務所(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日) |
| 重松 美智子 | () | 鎌倉保健福祉事務所(平成 26 年 4 月 1 日～) |
| 沼田 茂昭 | | 葉山町教育委員会生涯学習課 (平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日) |
| 梅田 仁 | () | 葉山町教育委員会生涯学習課(平成 26 年 4 月 1 日～) |

(順不同、敬称略)